

会費等納入に関する細則

平成 17 年 8 月 5 日制定
平成 24 年 4 月 1 日改正
平成 28 年 4 月 23 日改正
平成 30 年 12 月 15 日改正
令和 2 年 4 月 1 日改正
令和 5 年 10 月 7 日改正
令和 6 年 5 月 18 日改正

(目的)

第 1 条 この細則は、公益社団法人日本診療放射線技師会(以下、「本会」という。)会費等納入規程に定める会費等の免除についての必要事項を定め、適正な会費管理を行うことを目的とする。

(免除の申請)

第 2 条 会費等納入規程第 2 条第 1 項第 2 号に規定する場合を除き、会費免除の取扱いを受けようとする者は、所定様式の申請書のほか、別表 1 に基づく証明書等を添付して本会に申請しなければならない。

2 会費等の免除期間中に新たに免除理由が生じた場合あるいは免除期間の更新が必要になった場合は、当初の免除期間が終了する年度の 1 月末日までに再申請をしなければならない。

(免除の申請期限)

第 3 条 会費等免除の申請期限は、申請理由が生じた日より 1 年以内とし、過去にさかのぼっての申請は認めない。

(免除の期間)

第 4 条 会費等納入規程第 12 条第 2 項の被災による会費等免除の期間については別表 2 を基準とし、理事会が決定する。

(免除開始の時期)

第 5 条 会費等免除開始の時期は、申請を許可された翌年度分からの適用を原則とするが、申請理由によっては当該年度の会費から免除する事を認めることができる。

(会費等免除の額)

第 6 条 会費等納入規程第 12 条第 3 項に規定する会費の一部を免除する額とは、3,000 円とする。

2 会費等納入規程第 12 条第 4 項に規定する減免の額は,年会費 5,000 円とする.

3 その他の会費等納入規程で規定する免除の額は,年会費全額をいう.

(決定の通知)

第 7 条 本会は,申請の可否及び期間を決定した後,速やかに申請者にその内容を通知するとともに,申請者が所属する地区責任者へも通知するものとする.

(届け出内容の変更)

第 8 条 会員は,免除申請時に届出た事項に変更が生じた場合,速やかにその旨を本会へ届けるものとする.

2 本会は,前項の届け出に基づき免除の可否及び期間を変更する場合がある.変更が生じた場合は,第 6 条の規定のほか,変更理由を追加して通知する必要がある.

(退会時の扱い)

第 9 条 会費等納入規程第 12 条第 1 項において,免除された翌年度の会費を未納のまま退会した場合は,本会会員の履歴は免除された年度については未納扱いとする.

(細則の改廃)

第 10 条 本細則の改廃は,理事会の議決によるものとする.

附 則

1 会費免除規程に関する細則(平成 17 年 8 月 5 日制定)は会費等納入に関する細則に改正する.

2 この細則は,平成 28 年 4 月 23 日から施行する.

3 この細則は,平成 30 年 12 月 15 日から施行する.

4 この細則は,令和 2 年 4 月 1 日から施行する.

5 この細則は,令和 5 年 10 月 7 日から施行する.

6 この細則は,令和 7 年 4 月 1 日から施行する.

別表 1

申請理由	提出書類
長期療養者等の免除 (規程第 6 条)	申請書及び事業主が発行する休業証明書または所属する地区責任者が発行する証明書
名誉会員の免除 (規程第 7 条)	なし
会費の終身免除	申請書のみ及び納付振込書の写し

(規程第 8 条)	
50 年勤続表彰受賞者 (規程第 9 条)	なし
出産・育児の免除 (規程第 11 条)	出産は申請書及び証明書 育児休暇は申請書及び事業主が発行する休業証明書または所属する地区責任者が発行する証明書
介護等による免除 (規程第 12 条第 1 項)	申請書及び事業主が発行する休業証明書または所属する地区責任者が発行する証明書
災害による被災 (規程第 12 条第 2 項)	申請書及び市町村の発行する罹災証明書の写し ただし、生計を一とする世帯で会員が世帯主でない場合には、世帯主と会員が共に生計を営んでいることの証明書を加える
海外勤務 (規程第 12 条第 2 項)	申請書及び事業主が発行する休業海外勤務証明書または所属する地区責任者が発行する証明書
会費の一部免除 (規程第 12 条第 3 項)	申請書及び住所を一とする会員全てを含んだ住民票
大学院への進学 (規程第 12 条第 4 項)	申請書及び入学証明書の写しまたは履修証明書
その他	申請書及び申請理由を証明する書類

別表 2

災害の程度	会費免除の期間
住居全壊・全焼・全流失	3 年間
住居半壊・半焼・半流失 (大規模半壊・大規模半焼・大規模半流失も含む)	2 年間
一部損壊・一部焼失・一部流失	1 年間
床上浸水	1 年間

(※田畑・車両の冠水および家屋の床下浸水については免除対象外とする。)